

番号：160130

国名：イラク

担当：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：労働安全衛生分野における人材能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年5月上旬から2016年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.90M/M、現地 0.37M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	11日	8日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	イラク／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

イラクでは、1980年代から、労働安全衛生関連法規の制定や、国立労働安全センター（National Center for Occupational Safety and Health: NCOSH）の設立など、労働安全衛生体制の整備に重点を置いてきた。さらには、2015年に労働安全衛生法を制定し、2016年2月に施行予定である。

しかしながら、これら関連法規の拡充・関連機関の設置にも関わらず、企業・労働者（特に中小企業・自営業）の労働安全衛生関連法規の理解不足、関連行政官の技術的知見や法規執行能力の不足等により、土木・建設現場における土砂崩れや感電事故、石油産業における職業病発生等、労働災害事故が後を絶たない。また、労働災害の発生した件数と詳細が記録（申告）されていないこと、および職業性疾病の有病率等が適切に測定されていないことも、予防対策立案に必要な災害原因特定の妨げとなっている。

そのため、労働災害事故を未然に防ぐための対策、職業病の予防と検査、労働安全衛生法施行の強制力（罰則等）を強化することが喫緊の課題となっており、研修プログラムの立ち上げによる労働安全衛生関連行政官・技官（医療技術者を含む）の能力強化や、有害物質管理基準の強化等による職場の作業環境改善が強く求められている。

このような状況を踏まえ、イラク労働・社会福祉省（Ministry of Labor and Social Affairs: MOLSA）は、日本に対し、NCOSH及び関連機関の労働安全衛生に関する機能強化を目的とする技術協力を要請した。これを受け、イラク政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

なお、現地業務期間については、日本発着最長11日間（バグダッド、バスラ、エルビルに滞在）を想定しているが、イラクにおける治安状況や関係組織の受入れ状況によって、最短9日間（エルビル、バグダッドに滞在、若しくはエルビル/バグダッドのいずれかに滞在）に変更する可能性がある。現地業務期間が11日より短縮される場合、現地業務期間に実施する予定であった業務（例：質問票の回収・分析、他ドナー・機関の支援状況の確認、等）を、メール等を通じて国内準備期間あるいは帰国後整理期間に実施することとする。具体的担当事項は次のとおり。

### （1）国内準備期間（2016年5月上旬～5月下旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、イラクの開発計画における本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、開発動向を把握する）。
- ②上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operation）（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を作成する。
- ④イラク関連機関（MOLSA、国立労働安全センター、クルドMOLSA等）、他ドナー等に対する質問票（案）（和文又は英文）を作成し、イラク側関係機関に事前に送付する。
- ⑤他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦国内リソースを確認する。
- ⑧イラク側関係機関等に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - （ア）イラク政府における本プロジェクトの位置づけ
  - （イ）イラク側の実施体制（組織・予算・他機関との関係性等）

## (ウ) 他ドナー・機関の支援状況

### (2) 現地派遣期間 (2016年5月下旬～6月上旬)

- ① JICA イラク事務所等との打合せに参加する。
- ② イラク側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 本調査の評価方法について、イラク側に説明する。
- ④ 調査団及びイラク側と協議の上、PDM (案) (和文・英文)、PO (案) (和文・英文)、ミニッツ (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑤ イラク側との協議で合意された内容に基づき、R/D (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA イラク事務所等に報告する。

### (3) 帰国後整理期間 (2016年6月上旬～6月中旬)

- ① 事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)、評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を作成し、全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) 及び (2) とする。

- (1) 詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
- (2) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記 (1) 及び (2) については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年5月22日～6月1日 (仮) を予定しています。

本業務従事者による先行現地調査は実施せず、全期間の現地調査を機構の調査団員及び有識者団員と共に実施する予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、有識者は調査に関する助言及び先方政府との協議への参加を目的に調査団に参加して頂きます。本コンサルタントには、有識者からの情報も踏まえた評価分析業務を行って頂きます。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 労働安全衛生行政 (厚生労働省)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構イラク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

先方が英語を解さない場合は、英語⇄アラビア語の通訳を提供する

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム (TEL : 03-5226-8338) にて配布します。

- ・要請書
- ・イラク労働安全衛生法目次 (英文)
- ・イラク労働・社会福祉省組織図
- ・国立労働安全センター・リーフレット
- ・Occupational Safety and Health in Iraq: A National Profile (2007年)
- ・労働・社会福祉省関係者招聘プログラム署名ミニッツ (2015年11月)

(3) その他

- ①派遣日程の都合上、契約締結直後に戸籍抄本が必要となります。
- ②業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③イラク国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④一般管理費に10%上乘せ
- ⑤戦争特約
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑦社会保障分野 (特に労働分野) の業務経験を有していることが望ましいと考えています。

以上